

「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する意見

平成21年 9 月 7 日

日本公認会計士協会

このたび公表されました標記論点の整理（以下「本論点整理」という。）に対する当協会としての意見を、以下のとおり申し上げます。

企業結合会計基準全体について、国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視した処理になるような方向性で検討すべきであるとする。

1. 【論点1】 少数株主持分の取扱い

（コメント）

国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点から、いずれの案も支持しない。

（理由）

A案は、現行の我が国会計基準における資本の範囲に対する考え方を維持するという制限された中で、国際的な会計基準に近い形で財務諸表が作成されるが、根本的な資本に対する考え方の違いは解消されない。一方、B案は、株主資本が資本であるとする、現行の我が国会計基準における資本の範囲に対する考え方を前提とし、現行の実務に与える影響を最小限にすることを重視するものである。いずれの案も、資本の範囲が国際的な会計基準と異なっていることから、親会社持分の変動差額に対する損益認識において、国際的な会計基準と大きな差があり、国際的な会計基準とのコンバージェンスの観点からは、適当ではないと考える。制度上の資本に対する考え方を検討し、国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視した処理とするようにすべきである。なお、現在の資本概念を前提にすると、A案によったほうが国際的な会計基準によった場合との比較は容易と考えられる。

2. 【論点2】 取得原価の算定

（コメント）

本論点整理の今後の方向性に同意する。

3. 【論点3】 取得原価の配分

（コメント）

本論点整理の今後の方向性に同意する。

4. 【論点4】 のれんの会計処理

(1) [論点 4-1] のれんの償却

(コメント)

のれんを償却しない考え方を支持する。

この考え方を採用するためには、以下の会計基準の開発及び見直しを速やかに行う必要がある。

- ① 国際的な会計基準と同様となるよう、識別可能資産としての無形資産へ取得原価を配分する会計基準を開発すること。
- ② 我が国の減損会計基準に対して、国際的な会計基準と同様となるような見直しを行うこと。

(理由)

のれんの償却については、「償却をする」とする考え方と「償却をしない」とする考え方があり、いずれの考え方も合理性は認められていると考えるが、昨今の環境を踏まえれば、国際的な会計基準とのコンバージェンスを優先し、のれんを償却しない考え方を採用すべきと考える。ただし、そのためには、のれんの範囲（無形資産の識別）とのれんの減損に関し、国際的な会計基準と整合性のある会計基準の開発が必須であると考えられる。そうでなければ、そのような会計処理により計上されたのれんが、規則的な償却計算もされず、きめ細かな減損テストもされずに財務諸表に表示される結果、有用な情報を提供しているとは認められない財務諸表が作成されることになる。

したがって、取得原価のうち、識別可能な資産を網羅的に資産として計上した結果としての、のれんが計上されるために、識別可能な無形資産への配分を網羅的に行うことができる、無形資産の会計基準の開発が必要である。

また、我が国の減損会計基準では、のれんを含む、より大きな単位で減損テストを行うことを原則としているため、きめ細かな減損テストを行うことは困難であると考えられる。したがって、より有用な情報提供するためには、よりきめ細かく減損テストを行うことができるよう、現行の我が国の減損会計基準を見直し、資金生成単位にのれんの帳簿価額を配分する方法を原則することが必要である。

(2) [論点 4-2] のれんに関する税効果

(コメント)

本論点整理の今後の方向性に同意する。

5. 【論点5】 子会社に対する支配の喪失

(コメント)

連結財務諸表上の会計処理については、本論点整理の今後の方向性に同意する。

ただし、売却等により子会社にも関連会社にも該当しなくなる場合には、個別財務諸表上も国際的な会計基準とのコンバージェンスを重視し、残存投資を支配喪失時における公正価値により評価する処理となるような方向性で検討すべきである。なお、

測定の信頼性に懸念がある場合は、持分法評価額を基礎として評価する方法を併せて検討してはどうか。

以 上